

高山市職員の給与に関する条例及び高山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の概要について

1. 令和2年度の給与改定

(1) 諸手当

期末手当の支給月数を0.05月分引下げ改定（第1条中第24条）

特定任期付職員の期末手当支給月数を0.05月分引下げ改定（第3条中第9条）

区 分		改 正 前	改 正 後
一般職職員	6月期	1.300月	変更なし
	12月期	1.300月	1.250月
	計	2.600月	2.550月
管理職職員	6月期	1.100月	変更なし
	12月期	1.100月	1.050月
	計	2.200月	2.150月
特定任期付職員	6月期	1.700月	変更なし
	12月期	1.700月	1.650月
	計	3.400月	3.350月

(2) 実施時期

令和2年12月1日から施行

2. 令和3年度以後の給与改定

(1) 諸手当

期末手当（6月期と12月期の支給月数配分の見直し）（第2条中第24条）

特定任期付職員の期末手当（6月期と12月期の支給月数配分の見直し）（第4条中第9条）

区 分		改 正 前 (令和2年度)	改 正 後 (令和3年度以後)
一般職職員	6月期	1.300月	1.275月
	12月期	1.250月	1.275月
	計	2.550月	変更なし
管理職職員	6月期	1.100月	1.075月
	12月期	1.050月	1.075月
	計	2.150月	変更なし
特定任期付職員	6月期	1.700月	1.675月
	12月期	1.650月	1.675月
	計	3.350月	変更なし

(2) 実施時期

令和3年4月1日から施行